

---

内閣府 公益法人メールマガジン 臨時号 令和6年4月26日発行

---

政府からのお知らせ

---

■「令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」が施行されたことに伴う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について

本日（4/26）、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（令和六年政令第百七十八号）が、公布・施行されました。それにより、認定法及び整備法上の下記の義務について、本地震により履行期限が到来するまでに履行されなかった場合であっても、「令和6年7月31日」までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととなります。

免責を求める場合は、事前に各行政庁に御連絡ください。

記

○猶予期間（令和6年7月31日まで）の対象となる事項

1. 認定法関係

- (1) 事業計画書等の作成・備置（21条1項）
- (2) 事業報告等の作成・備置（21条2項）
- (3) 事業計画書等の提出（22条1項）
- (4) 事業報告等の提出（22条1項）

2. 整備法関係

- (1) 計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出（127条3項）

詳細については、公益法人 information に掲載する予定です。

<https://www.koeki-info.go.jp>

---

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2016 - 2024 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。